

設楽町職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月29日

設楽町長 土屋 浩

令和 7 年設楽町規則第 1 6 号

設楽町職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

設楽町職員の育児休業等に関する規則(平成17年設楽町規則第29号)の一部を次のように改正する。

第15条に次のただし書を加える。

ただし、第 1 号及び第 3 号に掲げる場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の 1 週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日(当該育児短時間勤務が延長されている場合にあつては、延長された期間の末日)が、引き続いて承認される育児短時間勤務の 1 週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあつては、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

第16条の 2 の見出し中「イ」を削り、同条中「イ」及び「非常勤職員であつて、1 日につき定められた勤務時間が 6 時間15分以上である勤務日がある」を削る。

第17条の前の見出し中「請求手続等」を「請求、第 2 項申出及び第 3 項変更の手続」に改め、同条第 1 項中「請求」の次に「、育児休業法第19条第 2 項の規定による申出(以下「第 2 項申出」という。) 及び同条第 3 項の規定による変更(以下「第 3 項変更」という。)」を加え、「部分休業承認請求書」を「部分休業申出兼承認請求書」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 任命権者は、第 2 項申出時に予測することができなかった事実が生じたことに

より第3項変更をしなければ条例第20条の5に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第3項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

様式第5を次のように改める。

「

様式第5(第17条関係) (第1面)

部分休業承認請求書

(あて先)		年 月 日	
任命権者			
		所 属	
		請求者 職 名	
		氏 名	
次のとおり		☐ 部分休業の請求(申出内容の変更)について申し出ます。 ☐ 部分休業の承認を請求します。	
1 部分休業の申出内容(申出内容の変更)			
(1)請求に係る子	氏 名		
	続 柄		
	生 年 月 日 年 月 日		
(2)申出の内容	☐ 第1号部分休業(1日につき2時間を超えない範囲内) ☐ 第2号部分休業(1年につき条例で定める時間(10日相当)を超えない範囲内)		
(3)申出内容の変更	変更年月日 年 月 日		
	変更後の内容 ☐ 第1号部分休業 ☐ 第2号部分休業		
	変更が必要な事情		
(4)備考			

- (注) ① この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること(写しでも可)。
 ② 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が育児時間等の制度の適用を受けている場合には、その内容を「備考」欄に記入すること。
 ③ 育児時間の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第3面に記入すること。
 ④ 該当する□にはし印を記入すること。

※任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日	☐ 承認 ☐ 不承認
決裁年月日	年 月 日	

(第2面)

[illegible]

(第3面)

日付	休業の承認を取り消された時間	時間数	承認者 確認欄	備考
	時 分から 時 分まで	時間 分		
	時 分から 時 分まで	時間 分		
	時 分から 時 分まで	時間 分		
	時 分から 時 分まで	時間 分		
	時 分から 時 分まで	時間 分		
	時 分から 時 分まで	時間 分		
	時 分から 時 分まで	時間 分		
	時 分から 時 分まで	時間 分		
	時 分から 時 分まで	時間 分		
	時 分から 時 分まで	時間 分		
	時 分から 時 分まで	時間 分		
	時 分から 時 分まで	時間 分		
	時 分から 時 分まで	時間 分		
	時 分から 時 分まで	時間 分		
	時 分から 時 分まで	時間 分		

」

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

設楽町職員の育児休業等に関する規則（平成17年設楽町規則第29号）新旧対照表

改正後	改正前
（育児短時間勤務等に係る辞令の交付） 第15条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令を交付しなければならない。<u>ただし、第1号及び第3号に掲げる場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場合にあっては、延長された期間の末日）が、引き続いて承認される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあっては、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。</u> (1)～(4) （略） （育児休業条例第19条第2号__の規則で定める非常勤職員） 第16条の2 育児休業条例第19条第2号__の町長が規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である_____ _____ものとする。 （部分休業の承認の請求、第2項申出及び第3項変更の手続） 第17条 部分休業の承認の請求、<u>育児休業法第19条第2項の規定による申出（以下「第2項申出」という。）及び同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）は、部分休業申出兼承認請求書（様式第5）により行うものとする。</u> 2 （略）	（育児短時間勤務等に係る辞令の交付） 第15条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令を交付しなければならない。_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ (1)～(4) （略） （育児休業条例第19条第2号<u>イ</u>の規則で定める非常勤職員） 第16条の2 育児休業条例第19条第2号<u>イ</u>の町長が規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である<u>非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。</u> （部分休業の承認の請求手続等_____） 第17条 部分休業の承認の請求_____ _____ _____ _____は、<u>部分休業承認請求書</u>（様式第5）により行うものとする。 2 （略）

3 任命権者は、第2項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第3項変更をしなければ条例第20条の5に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第3項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

様式第5(第17条関係)

(第1面)

部分休業申出兼承認請求書

(あて先) 任命権者		年 月 日	
		所 属	
		請求者 職 名	
		氏 名	
次のとおり		☐ 部分休業の請求(申出内容の変更)について申し出ます。 ☐ 部分休業の承認を請求します。	
1 部分休業の申出内容(申出内容の変更)			
(1)請求に係る子	氏 名		
	続 柄		
	生 年 月 日	年 月 日	
(2)申出の内容	☐ 第1号部分休業(1日につき2時間を超えない範囲内)		
	☐ 第2号部分休業(1年につき条例で定める時間(10日相当)を超えない範囲内)		
(3)申出内容の変更	変更年月日	年 月 日	
	変更後の内容	☐ 第1号部分休業 ☐ 第2号部分休業	
	変更が必要な事情		
(4)備考			

(注) ① この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること(写しでも可)。
② 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が育児時間等の制度の適用と受けている場合には、その内容を「(4)備考」欄に記入すること。
③ 育児時間の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第3面に記入すること。
④ 該当する□にはレ印を記入すること。

※任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日	☐ 承認 ☐ 不承認
決裁年月日	年 月 日	

様式第5(第17条関係)

部分休業承認請求書

(任命権者)		請求年月日 年 月 日	
様		請求者 所 属	
		職 名	
下記のとおり育児時間の承認を請求します。		氏 名 印	
1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親	
氏 名		氏 名	
続 柄		子との同・別居	☐ 同居 ☐ 別居
生 年 月 日	年 月 日生	就 業 の 有 無	☐ 有 ☐ 無
3 請求期間及び時間	期 間		時 間
	年 月 日から	☐ 毎 日	午前 時 分～ 時 分
	年 月 日まで	☐ その他()	午後 時 分～ 時 分
	年 月 日から	☐ 毎 日	午前 時 分～ 時 分
年 月 日まで	☐ その他()	午後 時 分～ 時 分	
4 備 考			

(注) ① この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること(写しでも可)。
② 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が育児時間等の制度の適用と受けている場合には、その内容を「4 備考」欄に記入すること。
③ 育児時間の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。
④ 該当する□にはレ印を記入すること。

※任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日					☐ 承認 ☐ 不承認
決裁年月日	年 月 日					職 名 氏 名 印
決 裁 欄						

(第2面)

2 部分休業の請求		
(1)第1号部分休業の請求		
託児等の態様	☐ 託児施設 () 託児時間： 時 分 ～ 時 分 ☐ その他 ()	
通勤時間	時間 分	
請求期間及び時間	期 間	時 間
	年 月 日から ☐ 毎日	時 分～ 時 分
	年 月 日まで ☐ その他 ()	時 分～ 時 分
	年 月 日から ☐ 毎日	時 分～ 時 分
	年 月 日まで ☐ その他 ()	時 分～ 時 分
	年 月 日から ☐ 毎日	時 分～ 時 分
年 月 日まで ☐ その他 ()	時 分～ 時 分	
(2)第2号部分休業の請求		
請求期間及び時間	期 間	時 間
	年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	時 分～ 時 分

(第3面)

[illegible]